

【公開版】

2022 燃建発第 4 号

2022 年 6 月 10 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、2022 年 4 月 15 日付け 2022 燃建発第 2 号をもって申請しました、再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の内容

再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定変更認可申請書の別紙を、添付1に示すとおり変更する。また、別添「再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定 新旧対照表」を、添付2に示すとおり変更する。

2. 補正の理由

品質・保安会議に係る事項の変更について、安全・品質本部副本部長を委員として明確にすること及び役員等への安全に係る教育の実施計画を審議事項として明確にすることを反映するため、2022年4月15日付け2022燃建発第2号をもって申請した再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定変更認可申請書について、補正を行う。

以 上

1. 変更の内容

令和2年9月16日付け原規規発第2009163号をもって認可を受けた再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定 新旧対照表

2. 変更の理由

今般、組織的な対応の強化のため、これまで進めてきた安全と品質に係る全社機能を安全・品質本部に集約する一環として、以下の品質・保安会議に係る事項の変更を反映する。

（1）品質・保安会議議長等の変更

品質・保安会議の議長を副社長（安全担当）から安全・品質本部長に変更し、安全・品質本部副本部長を委員に追加するため、保安規定第7条（職務）、第10条（品質・保安会議の審議事項、構成等）及び別図1（組織図）の変更を行う。第7条（職務）の変更に伴い、第5条（品質マネジメントシステム計画）で引用している号番号の変更を行う。

（2）加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者の変更

加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者を品質・保安会議から安全・品質本部長に変更するため、保安規定第7条（職務）及び第10条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。

以上

再処理事業所MOX燃料加工施設保安規定 新旧対照表

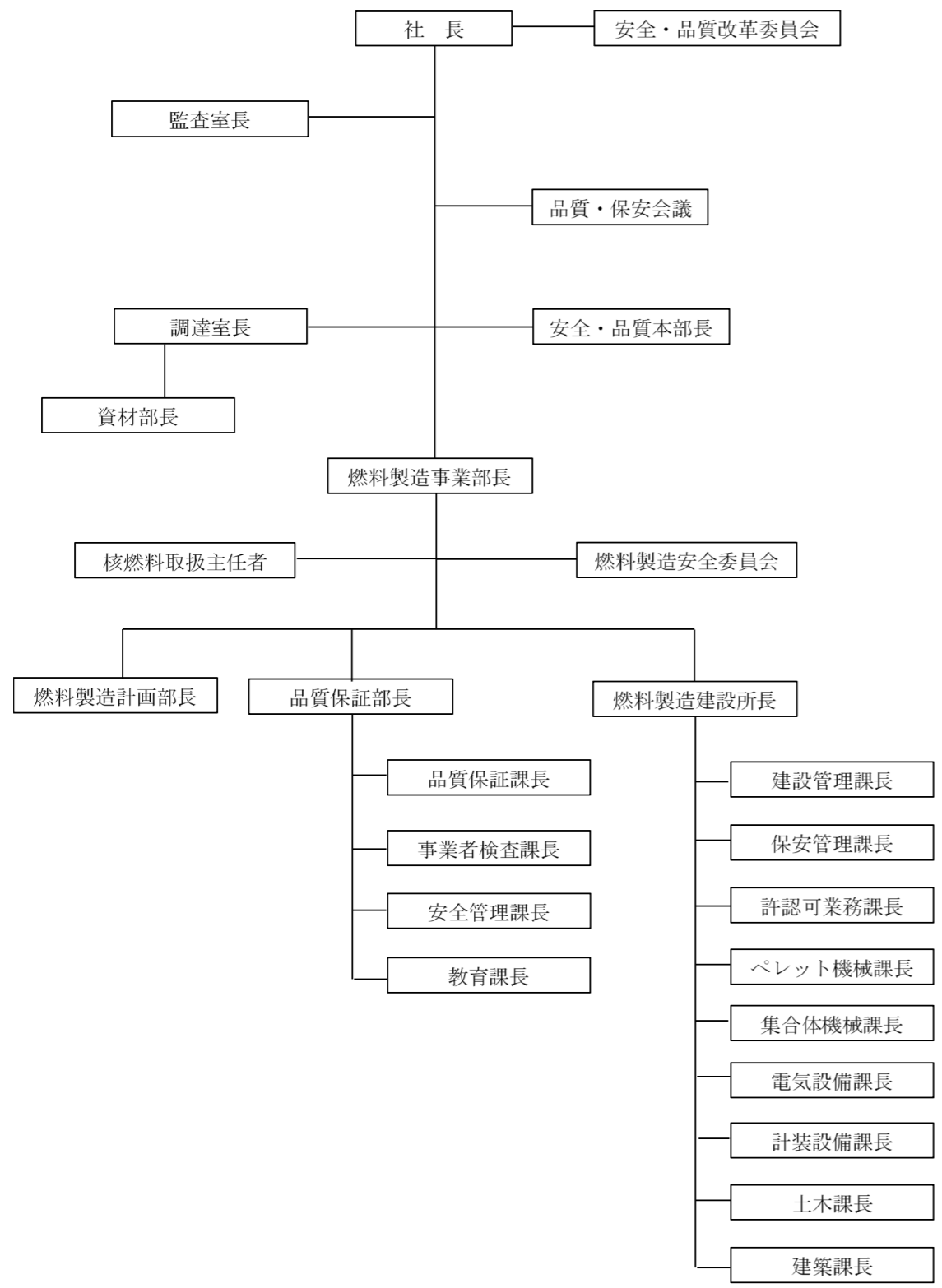
現 行	変更後	備考
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(第1章～12章および附則 略)</p> <p>別図1 <u>組織図</u>……………42</p> <p>(以下、略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(第1章～12章および附則 略)</p> <p>別図1 <u>保安に関する組織(第6条関係)</u>……………42</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第5条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1～5.4 (略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 (略)</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)、及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第5条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1～5.4 (略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 (略)</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)、及び(7)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・安全・品質本部副本部長の追加に伴う号番号の繰り下げ</p>
<p>(職務)</p> <p>第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <hr/> <p>(6) 事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括するとともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(職務)</p> <p>第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。)、品質・保安会議の運営に係る業務及び加工の事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(6) 安全・品質本部副本部長は、前号に定める安全・品質本部長の所管する業務を補佐する。</p> <p>(7) 事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括するとともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・役員等への安全に係る教育(以下「役員教育」という。)を安全・品質本部長の職務として追加</p> <p>・安全・品質本部副本部長の職務を追加。(以降、番号を繰り下げ)</p>
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 社長が必要と認める保安に関する品質マネジメントシステムに係る事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。)</p>	<p>・役員教育の実施計画を審議事項に追加</p> <p>・品質・保安会議の議長を変更</p> <p>・安全・品質本部副本部長を品質・保安会議の委員に追加</p>

現 行	変更後	備考
<p>2 品質・保安会議は、<u>副社長（安全担当）</u>を議長とし、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>6 <u>品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</u></p>	<p><u>(4) 第7条に基づく加工の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施計画</u></p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、<u>安全・品質本部副本部長</u>、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部副本部長</u>、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部副本部長</u>、事業部長、燃料製造建設所長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 （略）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・品質本部副本部長を会議の成立に必要な委員に追加 ・安全・品質本部副本部長を持ち回り審議の対象となる委員に追加 ・役員教育の実施について、品質・保安会議の審議事項（第10条第1項）及び安全・品質本部長の職務（第7条2項）に記載
	<p><u>附 則(令和 年 月 日 原規規発第 号)</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。</u></p>	

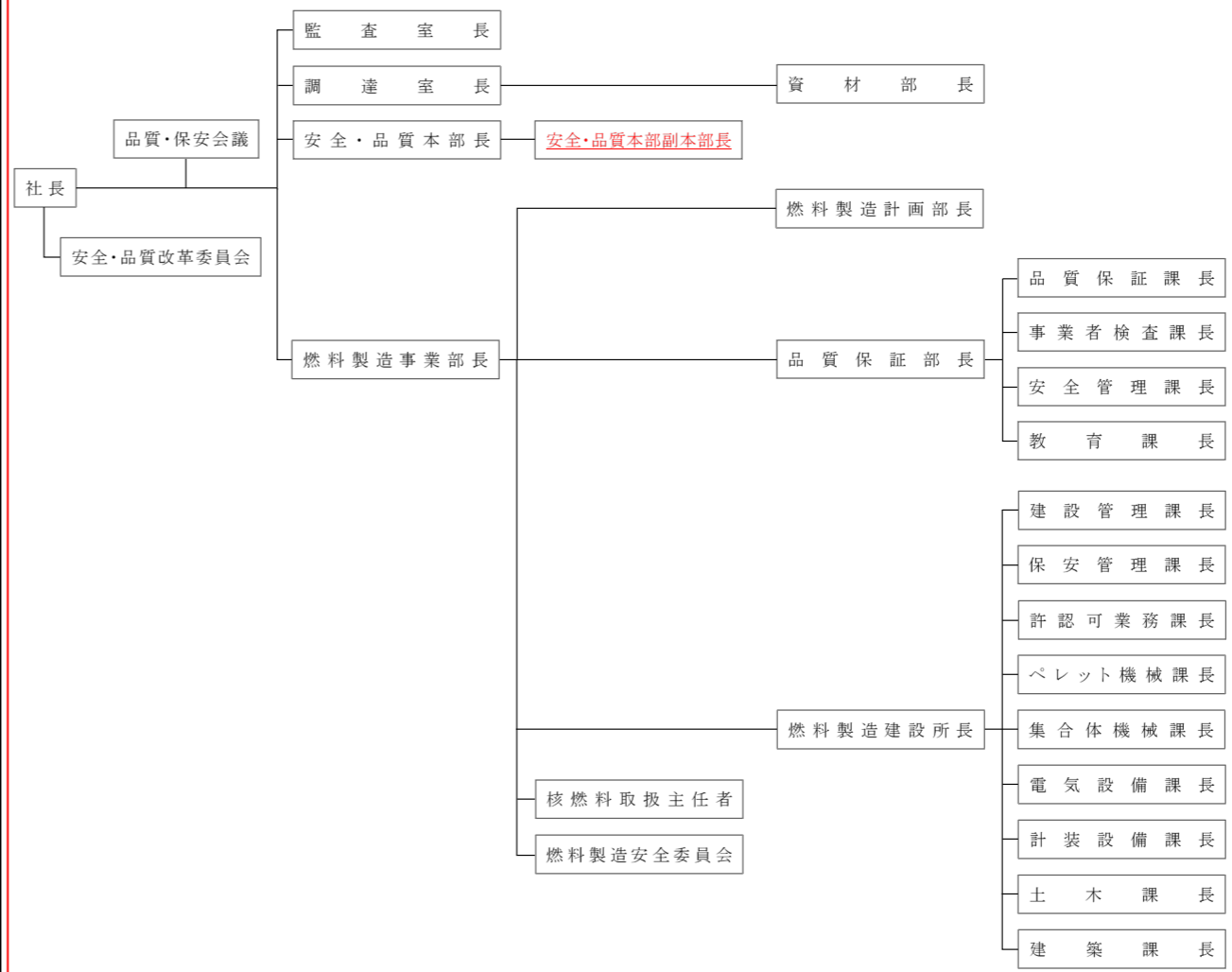
現行

変更後

備考



別図1 組織図



別図1 保安に関する組織 (第6条関係)

- ・安全・品質本部副本部長を追加
- ・事業許可との整合を図るための変更

・記載の適正化